



プラスチック製容器包装

週1回

指定ごみ袋収集

対象となるものの一例



このマークが目印です

ボトル類



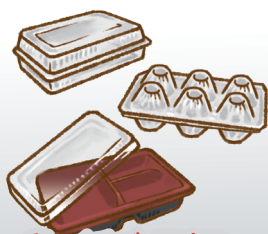
シャンプー・リンス・洗剤などの容器

カップ類



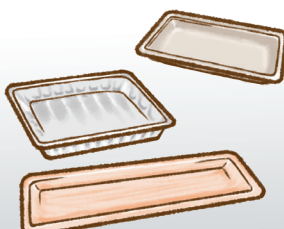
プラスチック製のカップめん・ヨーグルト・プリンなどの容器

パック類



卵・イチゴ・豆腐や弁当などのパック

トレイ類



肉・野菜・魚などのトレイ

袋、外装フィルムなど



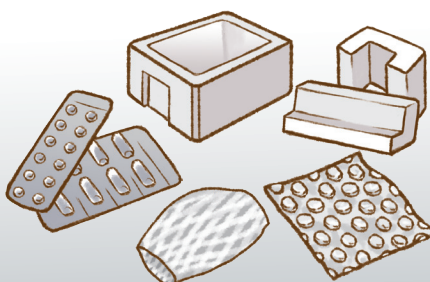
スナックの袋、パンの袋や日用品などの包みや袋、外装フィルムなど

キャップ・ラベル



ペットボトルなどのキャップ、ラベル

その他



果物などのネット、発泡スチロール製緩衝材、薬(錠剤)のシートなど

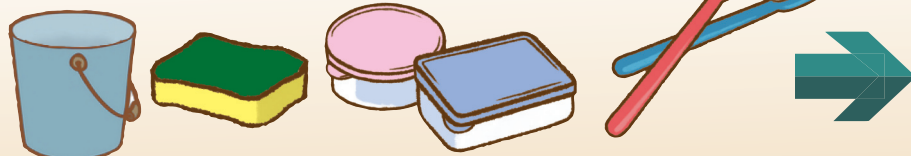


間違いが多い品目

「プラスチック製容器包装」とは…

商品を入れるものまたは包むもので、中身がなくなった時に不要となるものです。材質はプラスチックでも、プラマークのないもの、商品の容器や包装ではないプラスチック製品は対象ではありません。

週2回の可燃ごみの日に出してください。

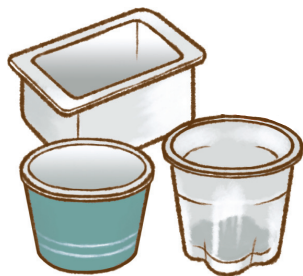


バケツ、歯ブラシ、スポンジ、タッパーなどのプラスチック製品



分け方・出し方のルール

①「プラマーク」があるか確認してください。



※プラマークの横のPP、PEなどの表示はプラスチックの材質を表しています。材質に関係なくプラマークがあればプラスチック製容器包装です。

※ペットボトルの場合

キャップ・ラベルは「プラスチック製容器包装」

本体は「ペットボトル」(→9ページをご覧ください。)



②必ず中身を使い切って、汚れを取り除いてください。

※汚れとは、異物や食べ残しのことです。

スナック菓子の袋



軽く水ですすぐかふき取るなどして、目に見える汚れを取り除いてください。
※簡単に汚れが落ちないものは週2回の可燃ごみの日に出してください。

弁当容器



インスタント焼きそばの容器



これでOK!



プラスチック製
容器包装
(週1回)

※汚れが付着していると、リサイクルの品質低下や洗浄時の汚泥発生という問題を生じさせます。

③直接、市指定ごみ袋に入れて出してください。【二重袋厳禁】

「二重袋」はリサイクルの妨げになります。

豊中伊丹スリーR・センターでは、収集した「プラスチック製容器包装」が入った市指定ごみ袋を破袋(はたい)機で破き、流れ作業で手選別を行っています。その際に、外側の袋の中に小さい袋が入る「二重袋」になっていると、破袋機が中の小袋を完全に破ることができないため、中身の確認ができず選別作業の大きな妨げになります。「二重袋」にはしないようご協力ください。

注) 破袋機: 袋を破く機械のこと。



④ 禁忌品(包丁や注射針)は入れないで!

- 市指定ごみ袋の中に禁忌品(包丁や注射針)が混入していると、職員がけがをしたリ感染するおそれがありますので、絶対に入れないでください。
- 在宅医療で使用した点滴用バッグなどは「プラマーク」が付いていても、週2回の可燃ごみの日に出してください。
- 感染のおそれがある注射針(インスリン注射や血糖値測定用の簡易なものも含む)は絶対に出さず、必ずかかりつけの医療機関へ返してください。(詳しくは19ページをご覧ください。)
- 包丁などの鋭利なものは4週間に1回の不燃ごみの日に出してください。

注射針・注射器など鋭利なもの

人が手作業で選別しています

